

○宇都宮駅東口交流広場条例施行規則

令和4年9月1日

規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、宇都宮駅東口交流広場条例（令和3年条例第37号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用日及び使用時間)

第2条 広場の使用日は12月29日から翌年の1月3日までを除いた日とし、使用時間は午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日を変更することができる。この場合において、使用日の変更については、あらかじめ公示するものとする。

(使用許可の申請)

第3条 条例第5条第1項の規定により広場の使用許可を受けようとする者は、使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。）の属する月の6月前の月の初日から使用日の前7日までに、交流広場使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、広場と宇都宮市交流拠点施設条例（令和2年条例第47号。以下「交流拠点施設条例」という。）第1条に規定する交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）を同時に使用しようとする者は、交流拠点施設の使用許可の申請と併せて広場の使用許可の申請を行うことができるものとし、広場を使用するための前項の交流広場使用許可申請書の提出の期間については、宇都宮市交流拠点施設条例施行規則（宇都宮市規則第26号。以下「交流拠点施設条例施行規則」という。）別表第1の規定を準用する。この場合において、同表の左欄中「使用区分」とあるのは、「宇都宮駅東口交流広場条例（令和3年条例第37号）第1条に規定する広場と併せて使用する交流拠点施設の使用区分」と読み替えるものとする。

3 申請に係る使用許可の順位は、申請の順序による。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する月の初日又は第2項の規定により読み替えて準用する交流拠点施設条例施行規則別表第1の右欄に定める月の初日において、広場の同一施設又は同一附属設備を同一日に使用したい旨の申請があったときは、抽選により順

序を決定するものとする。ただし、広場と交流拠点施設の同時使用又は連続して使用したい旨の申請があったときの使用許可の順位は、市長が別に定める。

(使用許可)

第4条 市長は、前条の規定による使用許可の申請について、相当と認めるときは、許可を決定し、交流広場使用許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の取消し又は変更)

第5条 使用者は、広場の使用を取り消し、又は変更しようとするときは、交流広場使用許可取消変更申請書に交流広場使用許可書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の使用許可の取消し又は変更の申請について相当と認めるときは、取消し又は変更を決定し、交流広場使用許可取消変更許可書を当該申請者に交付するものとする。

(使用期間)

第6条 広場は、連続して5日間を超えて使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(附属設備の使用料)

第7条 条例第7条第1項の附属設備の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、使用の許可を受ける際、使用料を納付しなければならない。

2 国又は地方公共団体が広場を使用する場合又は市長が必要と認める場合にあっては、前項の規定にかかわらず、別に納期限を定めるものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第7条第3項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、交流広場使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、交流広場使用料減免決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

3 前項の規定により使用料の減免を受けた者は、その減免の理由が消滅したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第7条第4項ただし書に規定する使用料の還付は、次の表の左欄に掲げる区分に限り行うものとし、還付する金額は、同表の右欄に定める額とする。

区分	金額
使用者により、使用予定日の14日前までに使用許可に係る	使用料の100分の50に相当する

全部又は一部の取消申請がなされた場合	額
暴風雨等の悪天候などやむを得ない理由により施設の使用ができなくなった場合	使用料の100分の30に相当する額

2 前項の規定にかかわらず、市の責めに帰すべき理由により、使用者が広場又は附属設備（以下「広場等」という。）を使用できなかった場合は、使用料の全額を還付する。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、交流広場使用料還付決定通知書を当該申請者に交付するものとする。

（職員の立入り）

第11条 広場の職員（以下「職員」という。）は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、使用中の場所に立ち入ることができる。この場合において、使用者は、これを拒むことができない。

（事前打合せ）

第12条 使用者は、事前に職員と使用する広場等の使用方法その他必要な事項を打合せしなければならない。

（原状回復の義務）

第13条 使用者は、広場の使用が終了したとき、又は条例第8条前段の規定により使用を停止され、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに自己の負担で当該広場等を原状に回復し、返還しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 広場内外の秩序を保つため必要な責任者及び整理員を置くこと。
- (3) 広場等を毀損し、又は汚損したときは、その旨を届け出ること。
- (4) 広場の使用が終了したときは、遅滞なく使用した附属設備を所定の位置に戻し、職員の点検を受けること。
- (5) 入場者に条例第4条第1項各号に掲げる行為をさせないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認められる行為をしないこと。

（損害賠償）

第15条 使用者は、広場等を毀損し、又は汚損したときは、市長が特にやむを得ないと認めるものを除き、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第9条の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合における第2条から第5条まで、第8条から前条まで及び別表(備考を含む。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2条の見出し	使用日	利用日
	使用時間	利用時間
第2条第1項	使用日	利用日
	使用時間	利用時間
第2条第2項	使用日	利用日
第3条の見出し	使用許可	利用許可
第3条第1項	使用許可を	利用許可を
	使用しようとする	利用しようとする
	使用日	利用日
	交流広場使用許可申請書	交流広場利用許可申請書
	市長	指定管理者
第3条第2項	使用しようとする	利用しようとする
	使用許可の	利用許可の
	使用する	利用する
	交流広場使用許可申請書	交流広場利用許可申請書
	使用区分	利用区分
第3条第3項	使用許可	利用許可
第3条第4項	使用したい	利用したい
	同時使用	同時利用
	使用許可	利用許可
	市長	指定管理者
第4条の見出し	使用許可	利用許可
第4条	市長	指定管理者
	使用許可の	利用許可の
	交流広場使用許可書	交流広場利用許可書

第5条の見出し	使用許可	利用許可
第5条第1項	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用を	利用を
	交流広場使用許可取消変更申請書	交流広場利用許可取消変更申請書
	交流広場使用許可書	交流広場利用許可書
	市長	指定管理者
第5条第2項	市長	指定管理者
	使用許可	利用許可
	交流広場使用許可取消変更許可書	交流広場利用許可取消変更許可書
第6条の見出し	使用期間	利用期間
第6条	使用	利用
	市長	指定管理者
第8条の見出し	使用料	利用料金
第8条第1項	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用の	利用の
	使用料	利用料金
第8条第2項	使用	利用
	市長	指定管理者
第9条の見出し	使用料	利用料金
第9条第1項	使用料	利用料金
	交流広場使用料減免申請書	交流広場利用料金減免申請書
	市長	指定管理者
第9条第2項	市長	指定管理者
	交流広場使用料減免決定通知書	交流広場利用料金減免決定通知書
第9条第3項	使用料	利用料金

	市長	指定管理者
第10条の見出し	使用料	利用料金
第10条第1項	使用料	利用料金
	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用予定日	利用予定日
	使用許可	利用許可
	使用	利用
第10条第2項	市	指定管理者
	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	を使用	を利用
	使用料	利用料金
第10条第3項	市長	指定管理者
	交流広場使用料還付決定通知書	交流広場利用料金還付決定通知書
第11条	使用中	利用中
	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
第12条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用する	利用する
	使用方法	利用方法
第13条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用が	利用が
	使用を	利用を
	使用許可	利用許可
第14条の見出し	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者

第14条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	使用	利用
第15条	使用者	条例第5条第1項の許可を受けた者
	市長	指定管理者
別表広場電気使用料の項及び備考第1項	広場電気使用料	広場電気利用料金
別表備考第2項	使用料	利用料金

(様式)

第17条 この規則に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

別表（第7条関係）

設備名	単位	金額
仮設ステージ（大）	日額	3,450円
仮設ステージ（小）	日額	2,550円
ポータブルPAシステム	日額	2,100円
広場電気使用料	1キロワットにつき	200円

備考

- 1 広場電気使用料は、1階、2階、3階ごとにそれぞれ徴収する。
- 2 この表に掲げるもの以外の附属設備の使用料の額は、類似する附属設備の使用料の額に準じて算定した額とする。